**平成２７年（フ）第１０５号**
栃木県小山市乙女１丁目35番29号
債務者　星野　貞子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２７年（フ）第８７号**
石川県加賀市動橋町カの33番地の１
債務者　前畑　圭佑
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月31日午前11時30分
金沢地方裁判所小松支部

**平成２８年（フ）第２号**
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3335番地
債務者　市川小百合
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月23日午後３時
長野地方裁判所佐久支部

**平成２７年（フ）第４５７号**
岡山市北区青江３丁目３番７号ツインビレッジ１号棟201号
債務者　福川　玲子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第５３０号**
岡山市北区平野512番地１ハイムデアフロイデェ101号室
債務者　宮城　敏郎
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第３０号**
愛媛県八幡浜市1050番地１
債務者　堀内　英司
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

**平成２７年（フ）第３０号**
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4834番地16、前住所熊本県阿蘇市役犬原49番地１（役犬原団地３号）
債務者　橋本　洋一
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

## 破産手続廃止

**平成２７年（フ）第４３６号**
千葉県松戸市小金原３丁目２番地の29　ハイム殿内102号
破産者　丹羽　直樹
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第４８８号**
千葉県柏市柏１丁目５番20号
破産者　株式会社柏コクリコ
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第４８９号**
千葉県柏市加賀２丁目20番７号
破産者　吉田　和正
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第４９０号**
千葉県野田市上花輪1187番地の６
破産者　田中亜季子
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２７年（フ）第５０４号**
千葉県野田市清水205番地
破産者　鈴木　麻子
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２６年（フ）第８４５６号**
東京都世田谷区千歳台２丁目26番２号
破産者　綿引　智行
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６６３９号**
茨城県つくばみらい市谷井田1204―37
破産者　吉成　育也
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第８７８８号**
東京都文京区本郷１丁目25番５号
破産者　株式会社コランダム
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第８７８９号**
神奈川県横浜市保土ケ谷区星川１丁目12―18
破産者　秋山　良正
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１９６号**
愛知県蒲郡市竹谷町錦田27番地３
破産者　株式会社尾崎石油店
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２７年（フ）第２７６２号**
大阪府茨木市郡４丁目４番19号
破産者　有限会社旭ファスニング
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部